

一般事業主行動計画

学校法人東筑紫学園 行動計画

教職員が仕事と子育ての両立や仕事と生活の調和を図ることができ、働きやすい雇用環境をさらに充実させることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年7月1日～令和7年3月31日

2. 内容

- (1) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度について管理職への理解及び職員への周知を図る。
- (2) 男性の子育て目的の休暇の取得を促進する。
- (3) 年次有給休暇の取得促進に向けて定めた、半日単位での取得制度がさらに活用できるよう環境を整える。
- (4) 次世代育成支援に向けて「育児・介護休業法」等法改正に伴う本学園の規程の見直しを今後継続的に行っていく。

3. 対策

令和4年7月から随時

- ・職員会議、学内ネットワークにより周知を行う
- ・相談窓口の設置
- ・関係諸規定及び制度についての手続き等についての説明を行う